

南宋四川の類省試からみた地域の問題

近藤一成

はじめに

乾道六年（一一七〇）から淳熙五年（一一七八）まで足掛け九年を四川で過ごし、彼の地で多くの知己を得た陸游は、故郷紹興に隠棲、自適の晩年に到るまで彼らとの交流を続けた。⁽¹⁾ その陸游に「蜀俗厚」という文章があり、こう述べている。

何耕、類省試卷中に云う有り「是れ何の道なるかな（是何道也夫）」と。道夫は、耕の字なり。初め未だ必ずしも心有らず。耕、時名有り。會たま有司も亦た自ら其の文を奇とし、遂に以つて蜀士に冠たり。士も亦た皆な人を得るを以つて相賀す。而れども其の偶たま

暗號に近きを議せず。師渾甫、本名は某、字は渾甫。既に抜解さる。志高く退きて省試に赴かず。其の弟、乃ち其の名を冒し以つて行くに、渾甫に告ぐるを以つてせず。俄に遂に登第すれば、渾甫、字を以つて名と爲し而して字は伯渾たり。人人、盡く之れを知る。弟、仕え亦た郡倅に至るも、一人の之れを議する者無し。此の事、若し閩、浙に在らば、訟訴紛然たらん。（『老学庵筆記』⁽²⁾）

できないにしても、二歳年下の何耕が蜀地の同僚であったことは確かである。⁽³⁾ また師渾甫には、乾道九年、嘉定府に赴く途中の眉山で面会しており、その縁から陸游は、後年、息子の求めに応じその文集に序文を書いている（師伯渾文集序『渭南文集』一四）。このように両人の同僚・知友である陸游は、彼らの科挙にまつわる風聞とそれへの蜀人の対応について、「違法」行為に寛容な四川の科挙文化を「風俗が厚い」と評しているのである。

しかし、蜀の科挙をめぐるこうした牧歌的な状況は長くは続かなかつた。また一般の、とくに中央政府の見方は当然異なる。半世紀近く後のことになるが、寧宗の嘉定十五年（一二二二）、監察御史方猷（浙東台州寧海県出身）は、四川の科挙の弊害を論ずるなかで、とくに解試の常軌を逸した紊乱を「試官、文を校せず、解を賣るを以つて常例と爲す。士子、業を修めず、解を買うを以つて捷徑と爲す。歳、大比に及べば、局を置き價を立て、上下交通し、公私市を爲す。題目、未だ試せざるの前に得、姓名、未だ考せざるの前に定む。因循習熟し、恬として怪しむことを爲さず」と述べる。⁽⁴⁾ 試験などあって無きが如し、すべて金次第というのである。これは、方猷の上言（注四参照）中にあるように宋州の寄居官劉光の子の頤と孫の濟が不正合格した事件に関する状況説明の一部である。

事件は、嘉定九年の科場で起こつた。朝奉郎劉光は、宋州発解監試官何周才を買収して子と孫の合格を謀り、何周才是、楊元老なる人物の策を入れて答案中に三字余りの暗号を書き込ませることで請託に応えた。結果は、劉頤と劉濟のみならず劉氏一門の親戚・館客が合格者の半ばを占め、さすがにこの事態に怒った士人趙甲が試験官派遣の権限をもつ遂寧府所在の転運司に訴え、転運司は遂寧府に事実調査を命じた。調査の結果、不法が判明し、当時、潼川提刑兼転運判官であった魏了翁から案件が中央に送られ、九年十一月十四日に宋州知事の楊叔蘭が監督責任を問われ罷免、劉光も子への教育責任から一官を下された。劉光は首謀者の一人であろうから、この処分では軽すぎるとの印象を受けるが。その後、大理寺の審理が続き、二年後の嘉定十一年十一月十一日に関係者の最終処分が決定した。それによると事件の中心人物監試官の承直郎宋州簽判何周才是、とくに死刑を免ずるも、ただちにすべての官職を剥奪する除名勒停とし、忠州牢城に配するが刺面と家財没収は免ぜられた。試験官の石伯酉、扈自中、馮寅仲は一資降格の上、罷免。劉頤は徒二年の私罪、贖銅二〇斤とし「挙人犯私罪、不得應挙」条に照らして以降の科挙受験禁止と三百里外州軍への編管。楊元老も徒二年の私罪、蔭の資格を減ずるほか杖一百、贖銅一〇斤、三百里外州軍への編管。劉濟は五

百里外州軍へ配するという内容である。大理寺の決定に対し、何周才、劉光らに官當（官位返却による贖罪）を認めるべきだとの意見が出たが、原案通り決定した。⁽⁵⁾

先の方猷の上言は、事件が発覚してから六年後のことである。彼は、こうした解試の不正に対し、四川では三場の試験官が相互に答案を点検し、合格判定には試験官全員が係わり、答案に全員が署名して、以後問題が起こった場合は全員の責任を問い合わせ、昇格人事などで監司守臣の推薦を受けられぬようにする、という措置を提案し裁可された。

『宋史』選挙志を始め、南宋の科挙関係の史書には、不正・弊害の記事が充満している。その地域は全国にわたるが、例えば嘉定八年の殿中侍御史黃序（福州羅源出身）は「竊に考へるに、國家が科目を設けて士を取るのは、進士科が最も人材を抜擢するからである。そこで三年毎の科挙の年には、これを厳密に行ってきた。しかし時代が変わるとともに、弊害も多くなり蜀の四地域が最も甚だしい。蜀は人材の豊かなことを誇るが、都から遠く、科場責任者は其の弊害に耐えられない」と述べ、「利を求める者は、答案を裕福な家に売り込み、仕官を願う者は、答案を有力者に持ち込む。答案の一部は採点場から流出し転々として隣州で見つかり、不合格答案がほかの採点場に回され不合格の記号が消される。或いは上官や同僚の故郷に出向き、皆な自

分の欲望を実現させようと努めている」とその具体例を挙げる。⁽⁶⁾ 四川における不正の横行が群を抜くと非難するのである。その上で、四川では漕試・諸州解試・類省試それぞれに「私取の弊」があるとして対策を述べるところを見る。と、四川の科挙には、全国に蔓延する不正の一環というだけではなく、四川固有の状況下における腐敗という独自の側面を見る必要があるように思われてくる。

周知のように、宋代の四川は鉄錢行使地区として、経済的には特殊な地位に置かれていた。南宋になると、初期に全国各地でそれぞれの思惑で活動した軍閥が、秦檜による兵權回収策により国軍として大軍に再編成され指揮権を奪われた後も、四川のみは依然呉氏の勢力が温存され、中央政府は民政・軍政の統御に苦心し続けた。勿論、一般論として中国の各地域にはそれぞれ固有の地政学的条件があるから、中央が常に万遍一律の統治を実施するという訳にはゆかない。しかし宋代の中央集権支配とは、人事・財政・軍事の権力を中央政府が一元的に握ることと理解されていから、南宋四川の場合、類省試や定差の規定など、他地域に比べ中央政府が認めるその独自性はかなり際立つ。小論は、科挙・人事の側面から宋代四川の特殊事情を検討し、中國王朝における中央と地方の問題を考察する端緒としたい。

一 何耕の場合

何耕（建炎元年〔一一二七〕～淳熙十年〔一一八三〕）、字は道夫、漢州綿竹県の人。紹興十七年の類省試第一であつた彼には、従来与えられていた進士及第、殿試第三の恩例が、秦檜の指示により進士出身の授与に格下げされ、かつこれが以降の常例になつたことで記録に名を残した。しかしそれのみならず、彼の経歴は南宋蜀人官僚の一つの典型としてみることができ。そこでまずは彼の生涯を簡単に紹介する。もとづく史料は、淳熙十四年（一一八七）、同時に進士合格を果たした耕の次男と三男の惠（徳）彦、惠固が、亡父の元同僚であり、右丞相に就任したばかりの周必大のもとに赴き、執筆を依頼した墓誌銘である。⁽⁷⁾

何氏は、世々漢州綿竹県に住み、祖父の代には食客日になつたといわれているので、土地の一大有力者であったのであろう。ただ耕まではいざれも無官であつた。祖父は隣県徳陽の史彬と交流があり、息子の革がその娘と縁組をした。これが耕の父母である。一家は徳陽に居住し、それ故、史書には徳陽の何耕と表記される。史彬は絶学先生と号し、百人以上の弟子を抱える儒者であった。耕は、幼児のときよりこの外祖父に教育を受け、その英才ぶりは漢州学教授

に赴任した東西四川の名士、張行成と任慥の目にとまつたという。紹興十七年、弱冠にして類省試第一に合格したが、先述のようにここで秦檜の横槍が入る。墓誌銘は結果だけを簡潔に記し、事の経緯や降等の理由などは一切記さない。史書によれば、このときの策問は「古今蜀人才盛衰之故」という題であつた。耕の対策は「蜀人は、節と道に従うものであり、世俗に関心は無い」として、歴史上の多くの人物を例に、彼らの出處進退、世評、顛末を厳しく論評するものであつた。送られてきた答案を読んだ秦檜は激怒し降等を命じたが、その理由は、対策の内容にあつたという説と、何耕が綿竹の人で張浚と同郷であつたからという説がある。主戦論者の張浚は、当時、秦檜の「欺君誤国の罪」を糾弾する上章のために広東連州に置かれていた（『朱子文集』九五下 少師保信軍節度使魏国公致仕贈太保張公行状下）。講和体制がようやく軌道に乗りつつあつた秦檜にとり、張浚を連想させ、或いは関係の可能性を疑わせる何耕の存在は許しがたかったのであろう。しかし、さすがにそれを直接の理由とするとは憚り、権礼部侍郎沈該をして「今回の類省試高等に合格した人物は、今までその第一に与えられた推恩を考え、殿試を受験して下位の成績となることを心配し、行在への旅程をことさら遅らせていく。そして殿試が終わった頃に到着し、道を急いだのですが病

氣のため遅れました、と報告をする。このような者に殿試第三等と同じ優遇は与えられないでの、以後、四川類省試第一等は進士出身、余は同出身とする」と書かせ、檜が署名した上で即時の施行を高宗に求めたのである。⁽⁸⁾ どうやら何耕は、このとき殿試に赴いたが期日に間に合わなかつたらしい。

以後の官歴を簡単に述べると、まず初めに与えられた官は、選人最下位の迪功郎であり成都北西の彭州州学教授に任せられた。その後、位階を二つ上げ従政郎として成都府学教授となり、ここで制置使兼知成都府沈介、転運使周綰、何逢原らの推薦を受け、従八品の左宣教郎に改官している。周必大はこれを、中朝の名士が異礼を以つて公に待した、と特に記す。この改官は紹興三十一年終わりから三十二年⁽⁹⁾初めのことと思われるから、紹興十八年の合格を考えると、

進士及第、殿試第三待遇から進士出身へと格下げとなつた影響は、後の官歴に顕著に表れているといえよう。改官直後の孝宗の登極恩では、正八品の左奉議郎、成都府路転運司幹辦公事に、続いて吏部尚書汪應辰の推薦があり成都府通判に抜擢された。墓誌は、通判在職中の事績を述べるなかで乾道四年の年号を記している。地方官としての活動の内容は省略して、官歴のみを追うと、知蜀州のとき母の喪に服し、除服の翌年、羌が沈黎（黎州）に寇したため四川

宣撫使虞允文の命で雅州知事に任せられている。その後、知果州から嘉州に転じ、乾道九年から淳熙二年までその任にあり、元年には別試所監試官を務めた（宋会要選挙二一一）。やがて潼川府路提點刑獄公事となり、淳熙四年の類省試では勅差監試官として人材を多く抜擢したと称されている。この年、何耕は初めて朝廷に召され、翌淳熙五年、入対して孝宗に恢復四事を論じた。中央での官歴は、倉部員外郎から戸部郎中兼国史院編修官侍講東宮に、続いて国子司業、祭酒を経て太子侍讀となり、祕書監に移ったところで、再び四川への外任を願つた。周必大は墓誌のなかで、淳熙六年に夫人の李氏を失つたのが帰郷の理由であると記している。四川に戻つた耕は、潼川府知事を務め、淳熙十一年六月、宮觀差遣を希望しつつ、未だ返答がないまま官舎で没した。⁽¹⁰⁾ 享年五十七歳。

このように類省試第一の何耕は、三十五年間の官僚生活の大部分を四川の地方官として過ごし、中央官としての活動は僅か数年であった。四川類省試合格者の場合、他地域の応試者と異なり、そのまま任官を願うか、さらに殿試に赴くか二通りの選択肢があつたが、類省試どまりで任官を願えば、恐らく通常は一生を四川の地方官めぐりで過ごすことになつたのであろう。次にこの点を、別の史料で確認しつつ四川特有の地域性について考察してみる。

二 『鶴山先生大全文集』墓誌銘にみる四川士人
本節の主題に入る前に、登科録に何耕の名がない理由を考え、問題の所在と考察の視点を提示したい。何耕が参加できなかつた、或いはしなかつた紹興十八年の殿試は、周知のように朱熹が登第した科挙の最終試験であり、それ故、その及第者名簿である同年小録が現在に伝わる例外的なケースである。そして、そこにあげられた一甲から五甲まですべて三三〇人の合格者の姓名のなかに何耕の名前は記載されていない。これは同年小録作成が、殿試唱名後に行われる一連の合格儀式の一つとしてある以上、名を呼ばれない人物が記載されることは当然ともいえる。

ところで、宋代四川の科挙合格者の総数や、その州別、時期別の内訳を知りたい場合、四川通志は便利な書物である。とくに嘉慶版 卷一二三一 選挙志一以降の登第者名簿は科場の年毎に記載されており、検索に都合が良い。雍正七年編纂の四庫全書版四川通史 卷三三は、それが地域別になつておらず、両書の登載人物名には多少の出入りがあるが小論では嘉慶版を主に使用して検討する。そこで、紹興十八年同年小録の、本貫を四川とする合格者六六名を、嘉慶版同年掲載の七〇人の名前とつきあわせると、同年小録に

あり四川通志にみえぬ者が三名いる。しかしそのうち二名は紹興年間の年分不明の項に掲載されており、結局、第五甲一一〇名成都府郫県の李敦仁のみが収録漏れということになる。嘉慶版は、明代に四修された通志をもとに編纂された雍正七年版をさらに増修・改訂したもので、そこからの直接の収録ではないにしても同年小録の情報が掲載人名・出身地の基本内容を構成しているといえよう。では四川通志にのみ名前がのせられる七名は、類省試どまりであった人物なのであろうか。それにしては何耕の名がみえない。

実は、何耕は嘉慶版 卷一二五 選挙志四の宋挙人の項に収載されている。しかし、その宋代挙人の項の冒頭には「宋の鄉挙は漕試であり、これを発解というのは、合格者を省試に解送するだけであるからである。このときは未だ釈褐せず出身もない。明の鄉試の合格者が、ただちに銓選に赴くことができるのと異なる。云々」と解説するように、四川通志の編者に類省試の理解はなく、また宋代の鄉挙は本来州単位で行われたとの認識も欠けていた。ただ、現存地方志のなかには、稀に挙人の名簿を登載するものがあり、また文集にも進士不合格の記事からそれと類推できる者があるから、編者は、これらを妄りに削ることはしないとして計一〇四名の鄉試合格のみの名前を採録したのである。何耕が、どの時期の編纂段階で挙人の項にいれられたか分

からないが、四川の著名人であり、紹興十八年の登第者に含まれてはいなが官僚として活動はしており、まったく無視することもできず挙人の項にいたのである。⁽¹¹⁾ いずれにしても先の七名は、結果として類省試どまりであった可能性はあるが、それを意識して収録したわけではなく、従ってそのすべてが網羅されているとはいがたい。

すでにみたように、南宋四川類省試及第者には、及第は初期のみとしても出身ないし同出身の進士号が与えられていた。殿試合格者と初任官やその後の昇進の速度に大きな違いはあるが、両者とも科挙官僚であることに変わりはない。同年小録との比較から、四川通志の南宋の項は殿試及第者のみの名前を掲載したのではないかとの疑いがでてくるとすれば、四川通志によつて四川の科挙合格者数を把握し、他地域との比較などを行うことは再検討しなければならなくなる。今、合格者数を全面的に洗いなおす余裕はなないので、四川の官僚を多く収載する魏了翁撰の墓誌銘を例に、殿試通過者と類省試どまりであつた科挙官僚の比率が、およそどの位であつたか検討してみる。⁽¹²⁾

成都府路邛州蒲江出身の魏了翁『鶴山先生大全文集』（以下『鶴山集』）には、行状四、神道碑二、墓誌銘一一〇が収載され、とくに墓誌銘数は通例の文集に比べ多い部類に入る。⁽¹³⁾ このうち巻八八の呉猶行状は、公務上のやや特殊

な執筆経過があるので除くと、残り一一五人の伝記は本人との関係に濃淡があるにしても、依頼者を含め魏了翁との個人的な繋がりから書かれたことが窺える。墓主の内訳は、男性一〇三名、女性一二名、男性のうち特奏名や生前贈官を含む有官者は七九名、無官者は三四名である。無官者は郷貢進士二名、国学進士一名が含まれる。有官者はうち四川出身は四三名を数え、任子や恩蔭が明記され科挙経由ではないことが分かる者が六名、しかし一人は鎖序試を受けており、別に入官までの記事がない者一人を差し引きすると、三五名が進士の肩書きを有する四川人となる。この三五名のうち四川通志の進士登第に名を連ねる者は一三名に過ぎず、後の二二名の名前は記載されていない。また三五名の官歴をみると中央での任官が記されている人物は、掲載・非掲載どちらも四人づつの八人のみで、しかもかれらの官歴も大部分は四川の官職で占められている。

四川通志に名前が登載された一三名は、魏了翁の記述から多くが確かに殿試を通過していると推測できる者である。一方、名前がみえない二二名のうち例えれば眉州丹稜の史堯輔のように「開禧三年の解試は易学第一で通り、類省試も高等で合格、翌年の廷中対策は韓侂胄誅殺で浮ついた世論を批判、真徳秀は評価したが詳定官が抑え、結局乙科に終わった」と殿試受験を明記する場合（巻七一 宣教郎致仕

史君堯輔墓誌銘)、ほかに「明年(紹熙四年?)擢第廷中」と記す邛州臨邛の李僑(巻七三)承奉郎致仕李公僑墓誌銘)、「進士甲科」とされる邛州大邑の李坤田(巻七七)李中父墓誌銘)、紹熙四年進士乙科の崇慶府江源の張鈞(巻八一)故祕書丞兵部郎官潼川府路転運判官張公墓誌銘 なお南宋館閣続錄七には紹熙四年陳亮榜進士及第治春秋とある)、嘉定十年御試合格の章游(巻八一)雒縣丞章公墓誌銘)の五人は殿試合格と考えられるが、後の一七名は類省試じまりと思われる。もともとそれら五人についても張鈞以外、官僚の肩書きを有した期間は最も長い史堯輔と章游が九年、李僑、李坤田には実質上仕官の実績がない。従つて地方志に登録があるかないかを、殿試通過の有無として判断することはできないが、南宋四川の類省試出身者は、進士出身ないし同出身の資格を有していても、進士として地方志に収録されず、統計数字にも反映されない可能性が大きかつたといえるであろう。

以下は、嘉慶四川通志巻一一二から作成した四川の科挙合格者の統計である。科挙の年分不明者が判明者より大幅に多いので、科場ごとの人数の提示はできない。ちなみに、各種の地方志から全国の路別総合格者人数を集計した Chaffee の *The Thorny Gates of Learning in Sung China*, Cambridge University Press, 1985, pp.199-200 に

北 宋	太宗	真宗	仁宗	英宗	神宗	哲宗	徽宗	合計
回 数	8	7	13	2	6	5	8	49
人 数	47	47	343	41	191	199	509	1377
平 均	5.9	6.7	26.3	20.5	31.8	39.8	63.6	28.1
年平均	2.1	1.8	8.2	8.2	10	12.4	19.6	8.2

南 宋	高宗	孝宗	光宗	寧宗	理宗	度宗	合計
回 数	12	9	2	10	13	3	49
人 数	852	573	54	465	615	37	2596
平 均	71	63.7	27	46.5	47.3	12.3	53
年平均	23.7	20.5	4.5	15	15	3.4	17.1

* ほかに年代不明124人。

おける四川四路の南宋総計は一二五二九人であり、嘉慶版の数字と大差は無い。しかし、『鶴山集』墓誌銘が語るようには、南宋四川では進士号保持者のうち地方志に名を載せるものが半数に満たなかつたとするなら、この数字は大幅に見直さなければならない。

もう一点、東福寺塔頭栗棘庵所蔵「輿地図」付載の解額表は南宋末四川諸州の解額数を伝える貴重な資料である。

それによると潼川府路一五〇人、成都府路一七一人、利州路五七人、夔州路七四人の計四五二人が四川の解額総数である。これを類省試合格率十六分の一で算出すると一回平均二十八人余りとなり、これは表の一回当たりの平均値とかなりの差である。ここから、類省試合格枠に含まれない省試——殿試経由の四川進士の数が多かつたと考えてよいのか、いずれにしても宋代史研究の場合、残された数値をもとに議論を展開するには未だ解決すべき事項が多いといえよう。

三 南宋四川の科挙と地域性

再び、類省試の制度について簡単に整理し、南宋四川の科挙の弊害について考えてみる。両宋交替期の混乱状況のなかで全国に実施された類省試は、紹興三年（一一三三）

十月に廃止の詔が出され、同五年から礼部での省試が復活した。しかし四川のみは例外とし、南宋末まで類省試は継続する。その理由は、弊害が多いので四川も罷めるべきだとの議論が起つた紹興二十七年五月、継続を主張した兵部侍郎兼国子監祭酒楊椿の言が代表する。それは「蜀の士は貧しい者が多く、かれらに三峡を越え、湖を何度も渡り、万里の道に苦しませてよいのであろうか。弊害は試験官に人を得れば解決する」というものである。結局、四川以外から任官した監司や州の知事・通判の子弟・賓客は資力があるから都の省試を受けるべきだとの指示と、類省試の最高責任者の監試官および考試官を勅任とすることで四川類省試は続けられることになった。北宋の都開封に比べ、杭州臨安がより遠方であるとも、南宋の蜀士が突然貧窮したとも思えないが、他の類省試継続論もほぼ同じ主張を繰り返している。⁽¹⁴⁾今は、南宋四川が、対金、つづいて対モンゴルと終始北方勢力との戦時ないし準戦時体制を強いられた前線地域であつたことから、何らかの優遇策が必要であったのではないか、と推測するにとどめる。

類省試の試験日程は、九月十五日鎖院、十一月放榜であったが、それでは翌年の殿試に間に合わない恐れがあるとして、紹興二十九年以降は八月内鎖院に改められた（『会要』選舉四一三三 挑士一〇 七月四日）。なお州の解試は以

前から三月十五日であった。また合格率については、淳熙年間の議論において一般省試が十七人に一人であるのに対し、十六人に一人に据え置かれここでも優遇策が講じられた（『雜記』乙 一五 淳熙議復四川類省試所減額）。こうして四川の舉人は、解試合格の後、直接臨安の省試に赴くか、成都府制置司の類省試を受験するか、また類省試合格者はそこで任官するか、さらに殿試を受験するために臨安に赴くか、幾つかの選択肢を有していたのである。類省試のみで殿試に赴かない者は、当初、合格順位第一が殿試三等の進士及第、その余は同進士出身として扱われたが、紹興十八年の何耕以後、第一も進士出身、余は同進士出身と格下げになつたことはすでに述べた。ただし殿試が何かの理由で行われないときは、第一は旧例に従い殿試第三等の扱い、第二第三は第一甲に、九番目以上は第二甲に付すとされた（『雜記』甲 一三 四川類省試榜首恩數隆殺）。

ところで四川の科挙の弊害として、先に挙げた解試での不正とともに漕司試の解額の多さが問題にされていた。『宋会要』選挙五一一二 貢挙雜錄 紹熙五年（一一九四）十月二日八日の記事に

詔し、成都・潼川兩路転運司の解額、各おの二十名を存留し、余の額は四川制置司下の成都・潼川転運司をして、諸州の解額及び終場の人数を取会し、多寡を参

酌し撥取均平せしむ。既にして成都運判王溉、「諸路運司の避親門客、有官礙格人の解額の内、成都八十三人、潼川府路八十人、部する所の州軍に視らべ寛為り。此れを以つて挙人、移牒を利とし戸貫を冒承、服属を詭託すること其の繁に勝えず。乞うらくは、各おの存留十名を与え、以つて諸州の守貳の門客、及び礙格有官人、及び東南の蜀に游宦すること實に二千里に及ぶ同姓總麻親を待ち、余る所は、諸州の足らざるを補い、用つて奔競の風を革めん」と言うが故に是の命あり。⁽¹⁵⁾

とある。これは知州や通判の親族・姻戚或いは門客、既に恩蔭などで官位を有する者、さらに四川以外の地から任官してきた官僚に同行する同姓總麻親以上の有服親で郷里が二千里以上離れた子弟には、通常の州における解試ではなく転運司で行われる転運司附試（漕試、牒試）を受験させるという規定についての措置である。四川四路のうちとくに応試者の多い成都府と潼川府の場合、それぞれ八十二人、八十人の合格枠があるので、それを各十人に制限し、残りの合格枠を各州に分配して欲しいという要請に対し、倍の二十人としたというのである。同じ四川でも夔州路、利州路は東南諸路の漕試と同じく解額は三数人というから、両路の突出振りは際立っている（『兩朝綱目備要』三 紹熙五年 夏 革兩川牒試弊⁽¹⁶⁾）。

この記事の背後に窺える四川、とくに両路の科挙をめぐる事情はどういうものであつたろうか。先の王漑の上奏では「戸貫を冒承、服属を詭託」と、不正の横行を減額の直接の理由としているが、漕試に応募者が殺到する背景には、その有資格者がもともと多いという状況があつたのではないか。Chaffee 氏前掲書によれば南宋の進士合格者が最も多い路は福建路で、総数は四五二五人とある。それに対し四川四路は二五一九人であるから、『鶴山集』墓誌銘四川出身進士のうち四川通志登第者名簿への掲載十三人と非掲載二十二人の比率を、大幅に減らし仮に一対一としても、実数は福建の総数を軽く超えてしまう。この人数の多さに加え、独自の人事権の存在が問題となってくる。北宋は八路定差の制を施行し、本来中央の吏部が有する官僚の人事権を川峡四路・福建・廣南東西路（従つて実際は七路）の転運司に委ねた。南宋になると四川のみこの制度が存続し、転運司の扱う差遣の範囲に若干の議論はあるが、通判以上が中央の堂選、小郡の知州・監以下が四川の漕選と決められた。⁽¹⁸⁾しかし実際は堂選であつても、四川出身の進士は四川への差遣を希望するものが多く、『鶴山集』墓誌銘の進士の大多数は四川のみの任官で終わり、中央へ出仕した者もそれが一時的であつたことが確認できる。

要するに、四川の進士号獲得者は現存する統計数字の恐

らく二倍以上であり、これもまた『鶴山集』墓誌銘からの印象によれば、その多くが恩蔭により複数の子弟を任官させている。その結果、有官者総数は南宋諸路のなかで最大となり、その上に他路と異なり大多数が出身の四路に任官するから、結局、南宋四川の地方官は、下級であるほど四川出身者で占められてしまうという状況が出現していた。中央政府の、四川は科挙の弊害が最悪であるという認識は、こうした事情をその背景として醸成された四川の現実に対するものであった。

おわりに

南宋の史家、眉州丹稜の人李燾は、蘇州出身で淳熙四年から七年まで四川安撫制置使として成都に在任、類省試貢院を建設した胡元質のために長文の「貢院記」を作成した（成都文類四六）。そのなかで「…今、天子、取士の權を分かち、以つて外闈に界わる事、事体至つて重し。誠に郡国の歲貢の計偕に与る者、比ぶるを得る所に非ず。：」と、胡元質の言葉を自ら再度引用して、取士が天子の專權事項であるにもかかわらず、四川制置使が類省試による官僚抜擢の最終権限を分与したことの重大さを確認する。李燾は、古制に則れば諸州の貢院は不可であり、京師において

も学と別に建てられた礼部貢院は古制に合わないと考える。しかし成都で類省試という制度が行われる以上、「明天子の天下の士を待する所以の意」にかなうためにも貢院は必要であると述べ、東西五十一丈四尺、南北九十一丈、屋三百七十二楹という壯麗なその完成を寿いだのである。同時にこの貢院は、成都府の鄉試や吏銓でも使用され殆ど虚歳がない、と科挙と四川官僚人事の考查（外銓）の中心となることを強調する。減税など善政を敷いた胡元質の徳を称えながら日頃の自説を展開したと自らいうように、李燾により礼制上の特例が必要とされる故郷四川は、天子から特別な扱いをうける特別な地域なのであった。

長江の流れに沿って対金防衛線を敷いた南宋は、国防の要としての大軍を長江沿いに配置するとともに、それら大軍のための軍糧補給機関として淮東、淮西、湖廣、四川の四総領所を設置した。北宋の国家経済が、対遼・西夏防衛線に駐屯する軍への糧食補給制度によって大きく規定されたと同様、南宋大軍を支えるシステムが南宋の国家経済のみならず国家のあり方をも規定したということはできるであろう。北宋の場合、首都から遠く離れ東西に長く伸びた防衛線を維持するために、鈔・引を利用する専売制や和糴政策によって、首都開封を中心とした江南の生産と河北・陝西の消費を結びつける工夫が必要となり、それがわれわれに

北宋における全国的規模での流通体制の形成を印象づける結果を招いている。しかし華北を失い南半を統治するに過ぎない南宋では、大軍と総領所、言い換えれば需要と供給はほぼ同一地域で完結し、全国規模での流通構造形成の契機とは必ずしもならなかった。各大軍と各総領所一つずつの組み合わせの連鎖が、長江沿いの南宋枢軸地帯に展開する状況は、北宋に比べ南宋国家は中央集権的要素が希薄との印象をあたえる。

その典型が南宋四川の場合であり、地理的因素もあってその完結性は理解しやすい。だが地域の完結性は、国家の分権傾向に即結びつくであろうか。小論でみた類省試と外銓の制度は、確かに両宋交替期に現れた四川の自立を継続させているようにみえる。しかしその自立性は、中央政府の施策を代行することにあり、むしろ王朝支配の地域へのより深い浸透という側面をも有していた。四川士人の科挙への関わりは量的にも質的にも拡大し、外銓は四川人による四川地方行政の占有を再生産しつづけた。中央政府の認識した四川の弊害とは、こうした王朝支配の四川地域への浸透の副産物であったともいえよう。王朝支配の地域への浸透が、王朝支配の基盤を崩してゆくという逆説をここにみることができる。左司諫張次賢は、広南東西路の解試科場の統合について特例措置を願う上奏のなかで「竊に謂う

に、藝を考し能を興すは、遠きを視ること近きの若し。此

れ聖朝、天下を公とするの心なり。俗の同じからざる有り、

法の未だ便ならざる有るに至りては、時に解し而して之れを更張するは、亦た聖朝の免れざる所なり。」と述べてゐる（『宋会要』選舉一六一三貢舉嘉定十五年二月十九日）。「俗の同じからず、法の未だ便ならざる」事態に対応する施策の行方は、他の事例についても参考しつつ更なる検討が必要であろう。

註

(1) 蜀士との交友の一端については、近藤一成「東坡『黃州寒食詩卷』と宋代士大夫」（早大『文研紀要』四八二〇〇三）で触れた。

(2) 「蜀俗厚。何耕類省試卷中有云、是何道也夫。道夫、耕字也。初未必有心、耕有時名、會有司亦自奇其文、遂以冠蜀士。士亦皆以得人相賀、而不議其偶近暗號也。師渾甫本名某、字渾甫。既拔解、志高退、不赴省試。其弟乃冒名以行、不以告渾甫也。俄遂登第、渾甫因以字爲名、而字伯渾。人人盡知之。弟仕亦至郡倅、無一人議之者。此事若在閩・浙、訟訴紛然矣。」

(3) 民国『崇慶縣志』六 秩官には、宋の刺史十六人の項に、

何友諒の名前を陸游の前に置き、何耕の名はみえない。とすれば何友諒が、その前任者となろうか。いずれにしても

(4)

『宋会要』選舉一六一三 貢舉 嘉定十五年三月一日

記事の前文は「監察御史方獻言、竊惟本朝科舉一務至公。

全蜀人才素號爲盛。然地遠而私容易、法玩而弊獨稔。賓興

在迩。苟不申嚴其禁、竊恐僞冒愈滋、才否無別、甚非聖選

士之初意。且蜀之類省試、例自朝廷遴選試官、多擇東南士、

夫于彼者爲試文主點檢試卷等官。故其弊稍減。若夫諸州解

試官、雖自漕司選差、然其弊有可駭者。試官不校文以賣解

爲常例。

士子不修業、以買解爲捷徑。歲及大比、置局立價、

上下交通、公私爲市。題目得于未試之前、姓名定于未考之始。因循習熟、恬不爲怪。如曩歲榮州解試、寄居劉光與監

試何周才合謀、鬻解光之子、直入棘圍、就試官位、置酒納賂。洎揭榜、劉氏一門親戚館客、殆居其半。由是士子不平、

訴之有司、推鞠按奏之牘今可覆也。夫天下之士、公私不能

並行、利害不可兩立。此豈幸而失思。厥遐方賓士終歲矻矻、得以姓名達于天府、獨有三年一試耳。顧爲徇私者奪之、則

其憤者必多矣。西蜀之地、祖宗視爲殿之西角、攷藝興能弊一至此。詎可縱而不問乎。乞四川每遇解試三場、仍自三房互考、取放之際、須令應在院試官、公共參詳、見得合格、

即於所取卷子內同列名御。異時或有踈失、一例坐罪。有曾

考試徇私被按之人、並不許監司守臣推薦舉、則貪冒者知懼、

抑鬱者獲伸。遐陬知里選之公、寒士無陸沈之患。其於科舉誠爲至便、從之。」

(5)

前注書、選舉一六一一 嘉定九年十一月十四日、十一年

十一月十一日の条。

在任年次は確定できない。

(6) 『宋会要』選舉六一四 貢舉雜錄 嘉定八年九月二十八日「殿中侍御史黃序言、竊惟國家設科目以取士、惟進士得人爲盛。故於三歲大比、每加詳焉。然世變愈下、姦弊愈滋。四蜀爲甚。蜀號多士、邈在一方。爲主司者不勝其弊。嗜利者賣號於多貨之室。嗜進者納號於勢要之門。分卷不至本房則宛轉旁搜於比鄰。已黜之文、或出他房則回護揩改其批鑒。或差在所上官之鄉、或差在同官所居之郡。皆得以行其私。豈不負國求賢之意。臣嘗採蜀中輿論、則四路漕試・諸州解試・四川類省試皆有私取之弊。…」

(7) 『文忠集』三五 朝請大夫知潼川府何君耕墓誌銘 〈淳熙十四年〉、右丞相在任期間は淳熙十四年二月から十六年正月まで、その後五月まで左丞相『周益國文忠公年譜』(宋人年譜叢刊九所収)。

(8) 『要錄』一五八 紹興十八年七月「…會(何)耕以後至、乞推恩。(秦)檜批送禮部措置、(沈)該諭其意、即曰、今舉有試中高等之人、爲見先有已降等第推恩名色、及慮御試郤中底甲、往往在路遷延日月、才候試畢、並自陳爲病趁赴不及、顯屬太優、檜熟狀、畫可。自是遂爲故事。」

(9) ただし墓誌銘は、次の記事を、紹興三十二年六月の「今上(孝宗)登極」として続け、一方『南宋制撫年表』によれば、沈介が前任地蘇州平江府から知成都府に任命されたのは紹興三十一年十一月、着任は孝宗即位後の隆興元年五月であるので、時期は両史料で若干の違いがみられる。

(10) 李之亮『宋川陝大郡守臣易替考』(巴蜀書社 一〇〇一)は、何耕の知潼川府を、『鶴山先生大全文集』七四の新知

邛州何君墓誌銘(耕の長男徳方)の記事から淳熙十一年から十三年としているが、魏了翁の墓誌に年号の記載はなく、耕は本文のように十年六月に没している。李氏同書には、淳熙九年二月に陳升卿が知潼川府を罷免されたとあるから、耕の在任はそれ以降、翌年六月までとなろう。

(11) 『梁谿漫志』九 何祕監語には「蜀人何道夫祕監耕常言、

一切世間虛幻、留之不住、將之不去。士大夫惟當做留得住、將得去底事耳。又云、官不必高、但願衣食粗足而可以及人。道夫平生香火祈禱、每及於此。樂善者鏤版、以伝其言。道夫仕宦得任子恩、輒先及猶子、既歿。三子沢皆不及。已而德彦、德固聯登淳熙丁未進士第。紹熙庚戌、徳方亦決科。識者知其為善之報焉。」と記す。記録者の費袞は無錫の人。江南の人が蜀の何耕の逸話を記し、また恐らく四川で何耕の言葉を刊行する者がいたことは、彼の名声の広がりを推測させる。何耕のモットーが、高位豊禄を求めず、しかし官僚を出す家で在り続けること、は当時の士大夫の共感を呼んだのであろう。なお最後に登第した長男徳方の墓誌銘は、魏了翁が書いている(『鶴山集』七四)。

(12) 現存史料から明らかにできる、より完全な宋代登科録が浙江大学の宋史研究者によって作成されたことを伺ったが(浙江大学祖慧教授の講演)、筆者は未見。

(13) 北宋の例については、近藤一成「王安石撰墓誌を読む—地域、人脈、党争—」(『中国史学』七 一九九七)を参照されたい。

(14) 『朝野雜記』甲一三 類省試「…言者以爲不能無弊、議

罷之、悉令赴南省。事下國子監、楊文安（椿）時以兵部侍郎兼祭酒、言於朝曰、蜀土多貧、而使之經三峽、冒重湖、狼狽萬里、可乎。欲去此弊、一監試得人足矣。遂請令監司、守倅子弟賓客力可行者赴省、他不在遣中。：二十九年七月、吏部侍郎周綰復請遣行在精強官充監試、上以道遠難遣、乃成都漕臣王瞻叔（之望）充監試、嘉州守臣何希深（逢原）爲考試官、而別試所亦差官監考試。又詔監試官依監學條法、取摘試卷詳定。類省試降勅差官自此始。」および『要錄』

七七 紹興四年六月壬申 礼部侍郎兼侍講陳與義の見解など。
(15) 慶元元年までの規定の推移は『宋会要』選舉五一五
貢舉雜錄 慶元元年十一月十五日の条にみえる。

(16) 「詔、令成都潼川兩路轉運司解額、各與存留二十名、餘

額令四川制置司下成都潼川轉運司取會諸州解額及終場人數、參酌多寡撥取均平。既而以成都運判王溉言、諸路運司避親門客有官礙格人解額内、成都八十三人、潼川路八十人、視所部州軍爲寬。以此舉人利於移牒、冒承戶貫、詭託服屬、不勝其繁。乞各與存留十名、以待諸州守貳門客、及礙格有官人、及東南游宦于蜀實及二千里同姓總麻親。所餘以補諸州不足、用革奔競之風。故有是命。」節略した同一内容の記事が『宋会要』選舉一六一・二七 癸解 紹熙五年にみえ、それによると、王溉の上奏によって兩路漕試解額を二〇名としたのは五年五月二十八日である。

(17) なお『宋会要』選舉一六一・二八 癸解 慶元元年八月三日の条に、淳熙十六年からの兩浙轉運司附試の解額数がみえ、最小は嘉定三年の終場一〇六九人に對し四人、最大は嘉定

十五年の終場二四九三人（淳熙十六年は一五六二人）で十人とある。成都・潼川の二十名は、すぐ後の紹熙五年十月二十八日に制置使邱密の言により十二名に減額され、応試者がすくないときは二十人に一人の割合で合格と改められた。なお『宋会要』選舉一六一・二七 癸解 では十二名の部分が「三十名」となっているが誤りで、『兩朝綱目備要』三の「十二名」が正しい。

(18) 『宋史選舉志訳註(三)』七四九条および註参照（安野省三氏担当）。「吏部條法 奏辟門」（『永樂大典』一四六二五一九葉以降）に四転運使に銓注之法を代行させる詳細な規定がみえるが、定差の範囲は『宋史』の記事以上に詳しい記事は無いようである。

【附記】本稿は、早稲田大学21世紀COEプログラム「アジア地域文化エンハンシング研究センター」の研究成果の一部である。